

2015. 7. 28 第 5 回川越市総合計画審議会

第四次川越市総合計画 前期基本計画（原案）

- ① 第 2 章（福祉・保健・医療）
- ② 第 3 章（教育・文化・スポーツ）

第2章 住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち【福祉・保健・医療】

施

No. 11

高齢者福祉の推進

策

目的

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 平成27（2015）年1月1日の本市における65歳以上の高齢者人口は、総人口の24.3%を占めています。また、今後は更に高齢者人口が増加するとともに、特に75歳以上の人口の割合が急速に大きくなると見込まれます。
- 世帯構成では、単身世帯や高齢者のみの世帯が、今後ますます増加することが見込まれます。
- 急速な高齢者人口の増加に伴い、支援や介護が必要な高齢者の増加が見込まれます。

■課 題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる体制をつくる必要があります。
- 元気な高齢者が希望に応じて就労できる機会、地域における居場所や活躍の場づくりなど、高齢者の社会参加の促進を図っていくことが必要です。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らすことが出来るための福祉・医療等のサービスの充実、また介護者など家族の支援体制の充実が必要です。

単位施策

1 地域包括ケアシステムの構築（高齢者いきがい課）

- ①医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。
- ②地域包括ケアシステム構築の中核的機関である、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ③川越市医師会等の関係機関と連携し、在宅医療・介護連携を推進します。

2 生きがいづくりの充実（高齢者いきがい課）

- ①高齢者のふれあいや交流の機会を増やし、生きがいづくりを支援します。
- ②高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労支援の充実、世代間交流の活動などを促進します。
- ③元気な高齢者が、地域において支える側として、楽しみながらボランティア活動を行えるよう支援します。

第2章

住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち【福祉・保健・医療】

3 介護予防・生活支援の推進（高齢者いきがい課、健康づくり支援課）

- ① 高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、健康でいきいきした生活が送れるよう、また、介護が必要となった場合でも、状態の改善や悪化の防止を目的とした施策を推進します。
- ② 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

4 権利擁護・認知症支援施策の推進（高齢者いきがい課）

- ① 高齢者の権利擁護を図ります。また、関係機関と連携して高齢者虐待の防止や早期発見、適切な対応に努めます。
- ② 認知症への理解を深めるための取組を推進するとともに、適切なサービスの提供や相談支援体制の充実に努めます。
- ③ 認知症の人及び家族が地域の中で安心して生活できるよう、地域での見守りネットワークの体制づくりを推進します。

5 介護サービスの充実（介護保険課）

- ① 住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、計画的な介護サービスの整備を促進します。
- ② 利用者が良質な介護サービスの選択ができるよう、介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上に努めます。
- ③ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域におけるサービスの担い手の確保や育成に努めます。

6 居住環境の整備・充実（福祉推進課、高齢者いきがい課）

- ① 住宅改善等に対する支援の充実に努めます。
- ② 特別養護老人ホーム等の各種施設の整備・充実に努めます。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
(仮称) 介護支援ボランティア制度登録者数 (人)	—	500	1,000
介護予防事業（いもっこ体操教室）延べ参加者数 (人)	2,340	3,000	3,800
認知症サポーター養成講座の受講者数 (人)	2,036	2,680	3,420

施策 No.12

障害者福祉の推進

目的

自立と共生の考えのもと、障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 平成26（2014）年1月に、国は障害者の権利を実現するための措置等が規定された「障害者権利条約」を批准しました。また、平成28（2016）年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。
- 本市に住む障害のある人の数は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、それぞれ年々増加しています。
- 平成26（2014）年9月現在、特別支援学校に通う市民児童生徒数は270人、また、平成26（2014）年5月現在、市内特別支援学級に通う児童生徒数は小学校174人、中学校101人になっています。

■課 題

- 障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止を進めることが必要です。
- 医療や学習、就労等の面における総合的な支援や、さまざまな社会参加に向けた支援が必要です。
- 障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるように、一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの量と質の充実が必要です。

障害者手帳所持者等の推移（人）

年度末現在

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	9,635	9,763	9,896	10,049	10,093
知的障害者	1,926	1,996	2,037	2,103	2,168
精神障害者	1,349	1,514	1,684	1,875	2,020
難病患者	2,115	2,238	2,374	2,179	2,173

※難病患者については特定疾患医療給付対象者数

単位施策

1 差別解消及び権利擁護の推進（障害者福祉課）

- ①障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るとともに、障害のある人となない人との相互理解と交流の促進に努めます。
- ②障害のある人に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。

2 保健・医療サービスの充実（障害者福祉課、医療助成課、健康づくり支援課）

- ①乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、障害のある人が、適切な医療サービスを受けられるよう環境の整備に努めます。
- ②障害の早期発見、早期療養事業の充実に努めます。
- ③重度心身障害者医療費支給制度の安定的な運営を行い、重度心身障害者の福祉の増進を図ります。

3 早期療育の充実及び生涯にわたる学習機会の充実

（こども安全課、中央公民館、教育指導課）

- ①相談・支援の充実により、障害のある子どもの乳幼児期における成長を支援します。
- ②学校教育における特別支援学級等の充実に努めます。
- ③障害のある人のための社会教育事業の充実に努めます。

4 雇用・就労の促進（障害者福祉課）

- ①障害のある人が、適性に応じて働く場を確保できるよう、川越市障害者就労支援センターをはじめとした関係機関の活用・連携に努めます。
- ②一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保できるよう、就労継続支援事業所など多様な就労の場の確保を推進します。

5 社会参加の拡充（障害者福祉課）

- ①障害のある人の社会参加のために、さまざまな情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実などを推進します。
- ②障害のある人が地域において、文化芸術・スポーツに親しむことができる環境の整備に努めます。
- ③障害のある人が気軽に外出することができるよう、外出支援等の充実に努めます。

6 福祉サービスの充実（福祉推進課、障害者福祉課）

- ①多様なニーズに応じた福祉サービスの充実に努めるとともに、障害者相談支援事業等の充実に努めます。
- ②意思疎通を図ることに支障がある人に対して、コミュニケーション支援事業の充実に努めます。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
障害者施策の満足度 (%)	37.4 (H25)	40	42
福祉施設から一般就労への移行者数 (人)	44	50	55

※就労継続支援事業所

就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う障害福祉サービス事業所。

※情報アクセシビリティ

パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害者を含む多くの利用者が不自由なく利用できること。

※障害者施策の満足度

川越市障害者支援計画策定のためのアンケート調査において、「満足している」・「少し満足している」と回答した人の割合。

施策	No.13	地域福祉の推進
	目的	市民一人ひとりが、安心していきいきと暮らせる地域社会をつくること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 平成 27（2015）年1月における本市の高齢化率は 24.3%となり、約 4 人に 1 人が 65 歳以上となる一方で、年少人口は減少し、少子高齢化が進行しています。
- 核家族化の進行や単身世帯の増加が見込まれる中、地域のつながりが希薄化することによる「社会的孤立」のリスクが高まっています。
- 本市では、地区ごとに地域福祉を推進する具体的な方法や目標を定める地区別福祉プランの策定支援に取り組み、平成 27（2015）年 3 月現在、22 地区中 15 地区で策定されています。

■課 題

- 年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、市民が社会から孤立することなく、地域でいきいきと安心して暮らせるよう支える体制の整備が必要です。
- 地域福祉の担い手の育成や担い手のネットワークづくりが必要です。
- 福祉制度の対象とならない事案や、複合的な問題を抱えた世帯など、既存の福祉サービスでは対応できない地域課題を、関係機関との連携や地域におけるふれあい・支え合い・助け合いの活動により解決するためのしくみの構築が必要です。

単位施策

1 地域福祉の意識づくり（福祉推進課、教育指導課）

- ①具体的な助け合い活動につながるような意識啓発を行うとともに、さまざまな機会や方法で情報発信を行います。
- ②さまざまな場面で、学校における福祉に関する教育の充実を図ります。
- ③市民、団体等が地域福祉活動に取り組むことができるよう、地域福祉活動実践のための情報提供を行います。

2 地域福祉を担う人材の育成（福祉推進課）

- ①ボランティア体験の機会や福祉講座の充実により、地域福祉の担い手の育成を図ります。
- ②民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。
- ③コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修を実施し、地域における福祉課題を解決できる体制の充実を図ります。
- ④川越市社会福祉協議会のボランティア活動事業に対する支援を通じ、ボランティア活動の充実を図ります。

3 ふれあい・支え合い・助け合いのしくみの構築（福祉推進課）

- ①地域に相應しいふれあい・支え合い・助け合いの活動が展開されるよう支援します。
- ②各地区社会福祉協議会の単位において、住民や関係団体等の具体的な取組や役割などを定める地区別福祉プランの推進を図られるよう支援します。

4 地域のネットワークの充実（福祉推進課）

- ①川越市社会福祉協議会との連携の充実を図ります。
- ②地域の活動主体が、地域の課題解決に向けて協力し合えるよう、地域のネットワークの基盤づくりを推進します。
- ③地域における見守りのしくみづくりを推進します。

5 安心して生活できる地域づくり（福祉推進課）

- ①福祉サービスの充実に努めるとともに、相談機能の充実を図ります。
- ②地域福祉の総合的な支援体制である地域福祉サポートシステムの構築を図ります。

指標



施策	No.14	社会保障の適正運営
	目的	社会保障制度を適正に運用すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 国民健康保険の財政運営は、高齢化等に伴う医療費の増加や経済状況の影響等により厳しい状況となっています。また、平成 30（2018）年度より、国民健康保険の財政運営の責任主体が県となります。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、制度開始の平成 20（2008）年 4 月 1 日には 23,190 人で本市の総人口の 6.9%でしたが、平成 27（2015）年 4 月 1 日には 34,522 人で本市の総人口の 9.9%と急増しています。
- 要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者の更なる増加が見込まれます。
- 生活保護の受給世帯数が増加傾向にあります。また、今後、高齢化の進行等により、要保護世帯の更なる増加が見込まれます。
- 安定した雇用の減少や世帯構造の変化によって、複合的な問題を抱える生活困窮者が増加しています。

■課 題

- 増え続ける医療費の適正化を図る取組が必要です。
- 後期高齢者医療制度について、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携を強化する必要があります。
- 利用者が真に必要とするサービスを介護サービス事業者が適切に提供する必要があります。
- 生活困窮者の早期発見、寄り添い型の支援を実施するため、地域ネットワークの強化と関係機関との連携を図る必要があります。

国民健康保険加入者、医療費等の推移

被保険者数は年度平均

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
被保険者数(人)	98,485	99,219	98,896	98,089	96,438
医療給付費(千円)	23,296,414	24,039,905	24,287,857	24,807,445	25,206,129

要介護認定者数と介護保険給付費の推移

要介護認定者数は年度末現在

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護認定者数(人)	10,014	10,385	10,996	11,539	12,207
保険給付費(千円)	12,882,456	13,568,496	14,572,394	15,258,319	15,999,953

生活保護被保護世帯数と保護率の推移

被保護世帯数は年度平均 1 か月

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
被保護世帯数	2,738	2,925	3,055	3,143	3,242
保護率(%)	1.15	1.21	1.24	1.27	1.29

※保護率は被保護人員/人口

単位施策

1 国民健康保険制度の健全な運営（国民健康保険課）

- ①医療費適正化に向けた取組を進め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。
- ②国民健康保険税の適正な賦課に努め、収入の確保を図ります。

2 後期高齢者医療制度の円滑な運用（医療助成課）

- ①後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な制度運用に努めます。

3 国民年金制度の啓発（市民課）

- ①広報紙等により国民年金制度の周知を行うとともに、国民年金相談業務の充実を図ります。

4 介護保険制度の健全な運営（指導監査課、介護保険課）

- ①介護給付適正化の取組を進め、介護保険の適正なサービス利用を図ります。
- ②介護サービス事業者に対し実地指導等を行い、介護サービス事業者の適正な事業運営を促進します。

5 生活保護制度の適正な運営（生活福祉課）

- ①保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な実施を図ります。
- ②就労支援相談員等を活用した早期就労による自立を支援します。
- ③民生委員など地域関係機関との連携強化を図ります。

6 生活困窮者自立支援制度の適正な運営（生活福祉課）

- ①生活困窮者自立支援制度の周知を図り、自立に向けた寄り添い型の支援を行います。
- ②生活困窮者支援のためのネットワークの構築を図ります。

第2章

住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち【福祉・保健・医療】

指標



※生活困窮者自立支援制度

さまざまな困難の中で生活に困窮している人に対し、仕事や住まい、家計相談など包括的な支援を行う制度。

施策	No.15	健康づくりの推進
	目的	健康への意識や生活習慣の改善を促進し、健康寿命の延伸を図ること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 本市の死因別死亡数は三大生活習慣病が全体の約6割を占めており、上位3位は悪性新生物（がん）が約3割、心疾患（高血圧性を除く）が約2割、脳血管疾患が約1割となっています。
- 平成25（2013）年の本市における65歳からの健康寿命は、男性が16.80年、女性が19.55年となっています。
- 平成25（2013）年度から健康寿命を延ばすことを目的とした「ときも健康プロジェクト いきいき川越大作戦」が始まり、市民が主役の健康づくりに取り組んでいます。
- 口腔の健康は、市民が健康な生活を営む上で重要な役割を果たすことから、平成25（2013）年に「川越市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し、生涯にわたる健康づくりや食育の取組と一体的かつ総合的に推進しています。

■課 題

- ライフステージの各時期に応じて、よりよい生活習慣をつくることや生活習慣病の早期発見と重症化の予防が必要です。
- 誰もが参加できる健康づくりのために活用できる事業や、施設、地域環境などが重要です。
- がんの早期発見、治療のため、市民のがん及び検診への意識を高め、定期的ながん検診を受けることが必要です。

※健康寿命

65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間のことで、具体的には介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けないで生活できる期間のこと。

単位施策

1 健康づくりの支援（健康づくり支援課）

- ①関係機関・団体とのネットワークを構築し、相互に連携し、健康づくりの基盤整備の充実を図ります。
- ②地域で活動する保健推進員等の団体の育成や活動を支援し、協働して健康講座等を行います。
- ③一人ひとりが食育に関心を持ち、実践できるよう取組の充実を図ります。
- ④生涯にわたり歯と口の健康を維持できるよう、歯科口腔保健の充実を図ります。
- ⑤乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援します。
- ⑥健康の視点から地域の特性に合わせた健康づくり活動や地域づくりを推進します。
- ⑦疾病の早期発見、早期治療を目的とした健康診査や健康づくり等のための健康相談、健康教育を実施し、関係機関と連携して健康情報の啓発を図ります。

2 特定健康診査等の実施（国民健康保険課）

- ①受診率向上の取組を進め、特定健康診査の受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合の減少を図ります。

3 がん検診等の実施と受診勧奨（成人健診課）

- ①がん検診、骨密度検診・肝炎ウイルス検診・歯周疾患検診・無保険者健康診査を実施し、受診を勧奨します。
- ②検診により要精密検査と判定された市民に対し受診を勧奨します。
- ③特定健康診査の対象以前の年齢（若年者）を対象にした健康診査を実施し、受診を勧奨します。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
健康寿命（年）	男 16.80 女 19.55 (H25)	男 17.43 女 20.18	男 18.06 女 20.81
かかりつけ歯科医を持つ市民（%）	76.8	85.0 以上	85.0 以上
三大生活習慣病死亡数の比率（%）	55.45 (H25)	55.45 以下	55.45 以下

※メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。

施策	No.16	保健衛生・医療体制の充実
	目的	保健衛生と医療体制の充実を図り、市民の健康が保持、増進されること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 仕事や生活等に関するストレスから、不安や悩みを強く感じる人が増加しています。
- 地球温暖化等の影響により、従来亜熱帯で発生していたデング熱等の国内での発生事例が報告されています。
- 海外では、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、エボラ出血熱などの危険な感染症が流行している地域があり、国内への侵入が懸念されています。
- 夜間、休日の初期救急医療を確保するため、川越市医師会夜間休日診療所を支援するとともに、在宅当番医制事業及び休日歯科診療所運営事業を実施しています。また、夜間、休日の二次救急医療を確保するため、病院群輪番制参加病院及び埼玉医科大学総合医療センターを支援しています。
- 食品への異物混入や表示偽装などが起こり、食の安全・安心が求められています。

■課 題

- 精神保健に対する理解の醸成と精神障害者への継続的な支援が必要です。
- 感染症の予防とまん延防止の取組が必要です。
- 地域での適切な医療提供体制の確保を図る必要があります。
- 食の安全・安心を確保するための取組が必要です。

単位施策

1 精神保健対策の推進（保健予防課）

- ①関係機関と連携を図りながら、精神保健相談や訪問指導を充実し、市民の心の健康づくりを推進します。
- ②精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促進します。
- ③精神保健に関する正しい理解と知識の普及啓発や関係組織の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進（保健予防課）

- ①結核やエイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ②関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実（保健医療推進課、保健総務課）

- ①医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実などを図ります。
- ②保健・医療の関係団体等と協力し、介護・福祉との連携を進めます。
- ③医療機関や薬局等に対する監視・指導を行います。
- ④関係機関等との連携を強化しながら、薬物乱用防止の啓発等を推進します。

4 食の安全・衛生的な住環境の確保（食品・環境衛生課）

- ①食品営業施設、給食施設等への監視・指導を行います。
- ②公衆浴場や理容所など生活に密着した生活衛生施設への監視・指導を行い、衛生水準の維持向上を図ります。
- ③特定建築物の衛生的な維持管理の指導に努めます。
- ④犬や猫等の適正飼養や動物愛護の普及啓発に努めます。

指標



※特定建築物

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上、特に配慮が必要な 3,000 m²以上の面積を有する建物。

※適正飼養

人や動物とが共生できるよう、適正なルールのもと飼育すること。

※在宅療養支援診療所

24時間必要に応じて、往診や訪問看護などを行う診療所。

第3章 歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち【教育・文化・スポーツ】

施

No.17

生涯学習活動の推進

策

目的

市民一人ひとりが生涯を通じて学習することができ、その成果を生かすことができる社会の実現を図ること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 公民館、図書館、博物館などの施設を活用した、市民の学習機会の創出や活動の場の提供に努めています。また、ウエスタ川越内に開設された市民活動・生涯学習施設が、生涯学習活動の場として活用されています。
- 平成25(2013)年度に行われた生涯学習に係る市民意識調査や、平成24(2012)年度に行われた国の生涯学習に関する世論調査によると、過去一年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査より増加しています。
- 高齢者等を中心に公民館等の公共施設を利用した従来のような活動が見られる一方、民間の講座や自宅での活動、インターネット等を通じた個人での活動が増加するなど、本市における学習活動は多様化しています。

■課 題

- 多様な学習機会の提供を充実させることや、その学習成果を活用し社会参画につなげていくしくみが必要です。
- 学校・家庭・地域が連携し、家庭や地域の教育力を向上させる取組が必要です。
- 市民のニーズや利便性を考慮した図書館、博物館の運営が求められています。

単位施策

1 生涯学習を推進する体制の充実（文化芸術振興課）

- ①生涯学習に関する市民ニーズの収集及び市民への情報提供の充実に努めます。
- ②大学などの高等教育機関との連携を推進します。
- ③生涯学習を通じて、地域の中に学びの場をつくり、世代間交流の機会の充実に努めます。
- ④市民が学習した成果や職業人として培ってきた知識、技術、経験を地域で生かすことができるしくみづくりに努めます。

2 家庭や地域の教育力向上（地域教育支援課、中央公民館）

- ①学校・家庭・地域の連携・協働により、地域ぐるみの教育を支援します。
- ②豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、家庭教育を支援します。
- ③地域の社会教育関係団体を支援します。
- ④地域住民が主体となる社会教育事業を支援します。

3 ライフステージ、社会変化に応じた学習機会の充実（中央公民館）

- ①人生の各時期の課題や少子高齢化、情報化、国際化、環境、人権などの現代的な課題に応じた多様な学習機会の充実に努めます。
- ②郷土の歴史や伝統・文化などを学ぶ地域学習や地域で生じている課題を題材とした学習を推進します。

4 身近な学習施設の整備・運営（文化芸術振興課、地域教育支援課、中央公民館）

- ①市民が利用しやすい身近な学習施設の整備・運営に努めます。

5 図書館の充実（中央図書館）

- ①市民のさまざまなニーズに即した、学習支援につながる事業を実施します。また、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図るほか、図書の返却方法など、利用者の利便性の向上を図る取組を推進します。
- ②近隣市町との図書館相互・広域利用及び大学や市立小学校・中学校・高等学校図書室等との連携を図ります。
- ③地域資料などのデジタル化を推進し、情報のネットワーク化を図ります。

6 博物館の充実（博物館）

- ①多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の見直しを検討するとともに、講座や教室等を充実させ、市民の博物館の利用機会の向上を図ります。
- ②学校教育との連携の下、児童生徒が川越の歴史や文化等に興味や関心を持つことができる学習活動の機会の充実を図ります。
- ③蔵造り資料館の耐震化を進めます。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
市民講座開催数（件）	49	53	55
市立図書館での市民一人当たりの年間貸出数 (冊・点)	4.89	5.17	5.24

※市民講座

市民（講座主宰者）が企画・運営する講座で、市が会場の手配と受講者の募集等を行う。応募人数が10人以上になることが講座成立の条件となっている。

施
策

No.18

生きる力を育む教育の推進

策

目的

児童生徒の知徳体のバランスのとれた生きる力を育む、充実した教育を推進すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 全国学力・学習状況調査の結果から、その平均正答率は、ほぼ全国と同レベルにありますが、「自分の考えを書く」ことなど一部に課題がみられ、知識・技能の確実な習得とそれを活用する力の育成を図っています。
- 将来に夢や目標を持っている割合や自尊意識の割合は、小学校では、ともに高い傾向にありますが、中学校では、それよりもやや低い傾向があります。
- 「いじめ防止対策推進法」に基づき、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめ防止等のための施策を総合的に推進しています。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備・推進が求められています。
- 普通教室のLAN整備率は、全国平均を大きく下回っています。
- 児童生徒の新体力テストの結果から、県平均を上回る項目数は、小学校で増加傾向に、中学校では横ばい傾向にあります。

■課 題

- 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題解決を図る力（思考力・判断力・表現力）の育成が必要です。
- 児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題に応じた支援が必要です。
- 小学校・中学校など異なる学校間で系統性のある指導の充実を図り、進学時の不適應等に対応していくことが必要です。
- 児童生徒の志や自尊意識を育てるとともに、社会性、感動する心や自立心を育む教育を実践する必要があります。
- グローバル化・情報化等の進展に対応した教育を推進する必要があります。
- 運動機会の減少などにより、体力・運動能力が長期的にみて低下傾向にあり、体力の向上を一層図る必要があります。

単位施策

1 確かな学力の育成（教育指導課）

- ①児童生徒の学力状況と課題を把握し、学力向上に向けた具体的な方策を組織的・継続的に研究・検討し、児童生徒一人ひとりの学力向上を図ります。

2 学校課題に応じた学校支援の推進（学校管理課）

- ①児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題に対応するオールマイティーチャーを配置し、課題解決を図ります。

3 校種間連携の推進（学校管理課）

①小学校・中学校間や幼稚園・保育園・小学校間の連携を深め、生活指導上の情報交換や学習指導等の共有・共通理解などを行い、指導の充実を図ります。

4 生徒指導の推進と進路指導・キャリア教育の充実（教育指導課、教育センター）

①さわやか相談員、スクールカウンセラー、教育センター分室の臨床心理士やスクールソーシャルワーカーなどを活用し、いじめ防止対策や教育相談体制の充実を図ります。
②スクールボランチの配置や中学生社会体験事業などにより、生徒指導の推進及び進路指導・キャリア教育の充実に努めます。

5 特別支援教育の充実（教育センター）

①特別支援教育推進体制の一層の整備を図り、障害のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を行います。

6 グローバル化に対応する教育の推進（教育センター）

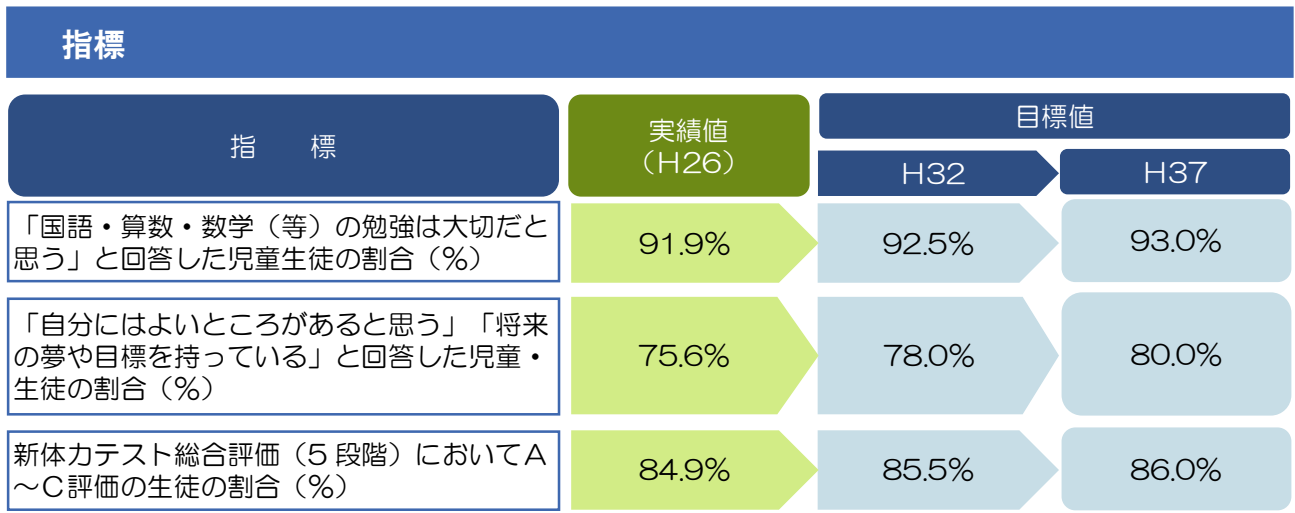
①国の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を受け、英語指導助手の増員などの実現に向けた体制整備を図り、英語教育及び国際理解教育を推進します。

7 情報教育の推進（教育センター）

①児童生徒がICTを活用し、主体的な学習ができるよう環境整備に努めるとともに、情報活用能力を育成します。

8 体力向上の推進（教育指導課）

①自ら進んで運動をする児童生徒の育成を図り、体力の向上に努めます。



※オールマイティーチャーター

積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育・学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題を解決するために配置する市費臨時講師。

※さわやか相談員

いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、全市立中学校22校に1名ずつ配置されている。児童生徒及び保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。

※スクールソーシャルワーカー

課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有する専門職。

※スクールボランチ（生徒指導推進員）

学級がうまく機能しない状況や非行・問題行動、不登校児童生徒の増加など、様々な生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒一人ひとりに細かな指導・支援を行うために、校長の監督の下、学校運営の補助を行うため、市内小・中学校に配置されている。

施策

No.19

教育環境の整備・充実

目的

安全・安心で豊かな教育環境をつくること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 中核市として教職員研修体系を確立させ、豊かな人間性、確かな指導力を持った教職員の育成を推進しています。
- 学校建物の耐震化については、全ての小学校・中学校において完了し、市立学校の大規模改造工事やトイレ改修工事を実施し、施設設備の改善に努めています。
- 新学校給食センターの建設をPFI手法の導入により進めています。
- 市立川越高等学校では、第二次川越市立川越高等学校将来構想懇話会の提言を踏まえ、魅力ある学校づくりを推進しています。

■課 題

- 多様化する学校教育の中で、きめ細かな指導を行うために、学校の役割や必要とされる施設の変化に対応する必要があります。
- 少子化による学校の小規模校化が進む中、多様な教育活動を進め、教育水準の維持向上を図るために学校規模の適正化を検討する必要があります。
- 安全・安心なおいしい学校給食を安定して提供できるよう、新しい学校給食センターの建設のほか、経年による施設や諸設備の改修等を実施する必要があります。また、食物アレルギーのある児童生徒に対応し、アレルギー対応食を提供していく必要があります。
- 市立川越高等学校の将来構想や施設設備の計画的な改修について継続的かつ多角的に検討を進めていく必要があります。
- 教職員研修を一層充実させるとともに、教職員研修を効果的に実施する環境が必要です。
- 各学校が地域と連携し、特色ある学校づくりを推進する必要があります。

単位施策

1 教職員の資質向上（教育センター）

- ①時代のニーズ等を把握し、教科や教職に関する高度な専門知識や、新たな学びを展開できる指導力を持つ教職員の資質向上に努めます。

2 学校施設の整備・充実（教育財務課、教育指導課）

- ①老朽化した学校施設設備の大規模改造工事やトイレ改修工事、教室への空調設備の導入を計画的に進め、安全・安心かつ快適な教育環境の整備・充実を図ります。
- ②学校図書館の蔵書の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進します。

3 小学校・中学校の適正規模・配置と通学区域の弾力化（学校管理課）

①地域ごとの児童生徒の増減に応じた学校の配置や学校規模の見直し、通学区域の弾力化等について検討し、学校教育の活性化を図ります。

4 学校給食の充実（学校給食課）

①老朽化した学校給食センターの更新及び設備の改修や修繕を計画的に進め、安全・安心なおいしい給食を安定的に提供します。

②学校給食への地場農産物の使用拡大に努めるとともに、食に関する指導を中心とした食育を進めます。

③食物アレルギーのある児童生徒に対して、アレルギー対応食が安全かつ確実に提供できるよう実施体制の整備を図ります。

5 市立川越高等学校の改革・充実（学校管理課、市立川越高等学校）

①継続的かつ多角的に将来構想について検討し、一層の充実を図ります。

②計画的に施設設備の改修工事を進め、よりよい教育環境の整備を図ります。

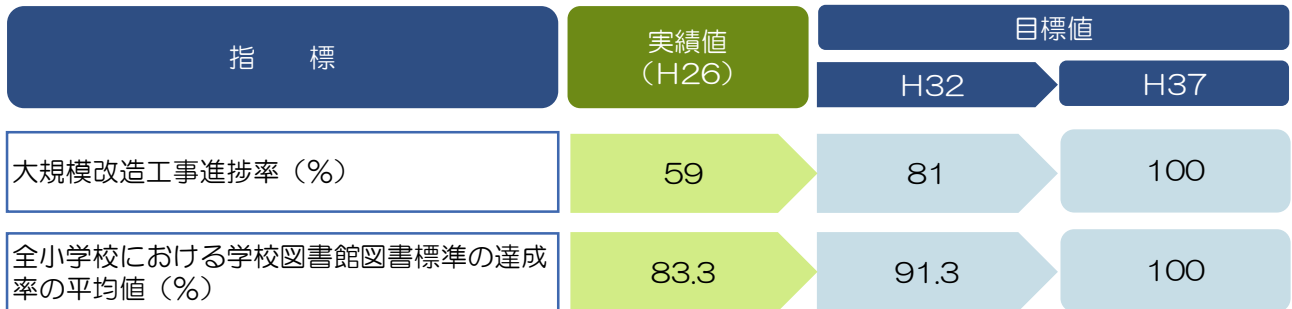
6 教育センターの整備・充実（教育センター）

①教育センターの機能や施設を整備・充実させ、教職員研修を推進します。

7 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進（学校管理課）

①学校評議員制度や地域人材の活用事業、日本語指導ボランティアの派遣などを通して、地域人材の積極的な活用を図るとともに、地域との連携を推進します。

指標



※学校評議員制度

その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、市が委嘱する。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。

※学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学校の規模により文部科学省により定められた蔵書冊数。

施策	No.20	文化芸術活動の充実
	目的	心豊かな生活を実現するとともに、まちに魅力と活力の創出を図ること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 川越市美術展覧会や川越市民文化祭など文化芸術活動の発表機会の充実を図っています。また、市民団体が主催し全国に出品を呼びかけて開催している美術展や国内で高い評価を得ている吹奏楽団など、歴史と伝統に培われた市民活動が受け継がれています。
- 新しい文化芸術振興活動の拠点として、平成 27（2015）年にウエスタ川越大ホールがオープンしました。
- 平成 26（2014）年度に実施した文化芸術振興に関する意識調査では、「子どもが文化に親しむ機会の提供」「質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実」について重要と考えている人が多いものの、その実情には満足していない人の割合が多くなっています。
- 文化芸術の振興を図るため、川越市文化芸術スポーツ振興基金を設置し、基金を活用して子どもの文化芸術体験事業などを実施しています。
- 美術館では、展覧会等の開催や教育普及事業の実施を通じて、市民が美術に触れる機会を提供しています。

■課 題

- 本市の文化芸術の特色や文化資源を活用し、文化芸術に関する市民の関心を高めるような取組が必要です。
- ウエスタ川越大ホールなどの文化施設を活用し、質の高い芸術や芸能の鑑賞機会を提供するとともに、市民の文化芸術活動や発表の機会を充実させていくことが必要です。
- 文化芸術を振興することによる、成熟したまちの魅力と活力の向上、子どもの豊かな心の育成等が望まれています。

※川越市文化芸術スポーツ振興基金
本市の文化芸術及びスポーツの振興を図るため平成 27 年度に設置。

単位施策

1 文化芸術の振興（文化芸術振興課）

- ①市民、市民団体、NPO法人、企業、大学等との連携や協働により、文化芸術の振興を図るとともに、相互の交流等を通じて、地域の魅力づくりとなる新たな文化芸術の創出に努めます。
- ②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくりを図ります。

2 文化芸術に触れる機会づくり（文化芸術振興課）

- ①文化芸術の鑑賞機会を提供することで、文化芸術への関心や理解の向上を図ります。
- ②文化芸術に関する情報を、分野別や世代別などに対象を分けるなどして、魅力あるコンテンツを発信します。
- ③次代を担う子どもや若い世代が、文化芸術を鑑賞したり学んだりできる機会の提供に努めます。

3 文化芸術活動への支援（文化芸術振興課）

- ①文化芸術活動を行う市民の発表機会の充実を図ります。
- ②先導的な役割を担う芸術家や指導者をはじめ、幅広い人材の確保と支援に努めます。
- ③市民の芸術鑑賞や活動・発表の場である文化施設やウェスタ川越大ホール等の適切な運営管理を図ります。

4 美術館の充実（美術館）

- ①市民が親しみやすい展覧会の実施や体験型のイベント等を企画し、美術館の利用機会の向上を図ります。
- ②創作活動や発表の場の提供を通じて、市民が芸術活動に参加する機会づくりに努めます。
- ③学校教育と連携した教育普及活動を行うとともに、子どもたちが文化芸術活動を体験できる機会の充実に努めます。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
市美術館常設展・特別展観覧者数(人)	67,652	69,000	70,000
ウェスタ川越大ホール稼働率(%)	—	60%以上	60%以上
文化施設(やまぶき会館、西文化会館、南文化会館、東口多目的ホール)の利用者数(人)	311,899	321,000	330,000

施

No.21

文化財の保存・活用

策

目的

歴史・文化・伝統などの理解を深めるとともにまちの魅力を生むこと。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 本市には、国や県や市指定の数多くの文化財があり、これらの指定文化財の保護を図っています。
- 国の重要無形民俗文化財に指定されている川越氷川祭の山車行事など、無形民俗文化財の保存と後継者育成を図るため、保護団体等を支援しています。
- 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている川越市川越伝統的建造物群保存地区では、伝統的建造物の保存修理や町並みに調和した新築の修景等により、保存整備を進めています。
- 川越市川越伝統的建造物群保存地区では、都市景観推進団体との協議、情報交換を行うなど、官民が連携した歴史的町並みの保存整備を推進しています。

■課 題

- 市民と協働で文化財の活用を推進しながら文化財の保護意識の啓発に努めることが必要です。
- 無形民俗文化財の後継者の育成が必要です。
- 伝統的建造物を保存していくための伝統工法の技能を有する技術者の育成や、資材の確保が必要です。
- 川越市川越伝統的建造物群保存地区内の少子高齢化の進行や来街者数の増加など、地区の社会環境の変化に応じた独自の地区防災機能の向上が必要です。

単位施策

1 文化財の保存と活用（文化財保護課）

- ①文化財の保存に努めるとともに、文化財の価値を生かした活用を積極的に図ります。
- ②さまざまな媒体での情報発信を行うなど、文化財の価値を市民に周知し、文化財の保護意識の啓発に努めます。
- ③国内最大規模の上円下方墳である山王塚古墳について、国指定史跡とすることを目指し、関係機関と連携していきます。

2 無形民俗文化財の保存と後継者の育成（文化財保護課）

- ①無形民俗文化財を地域で保存継承する体制の確立を支援協力します。また、郷土芸能等の後継者の育成事業を積極的に支援します

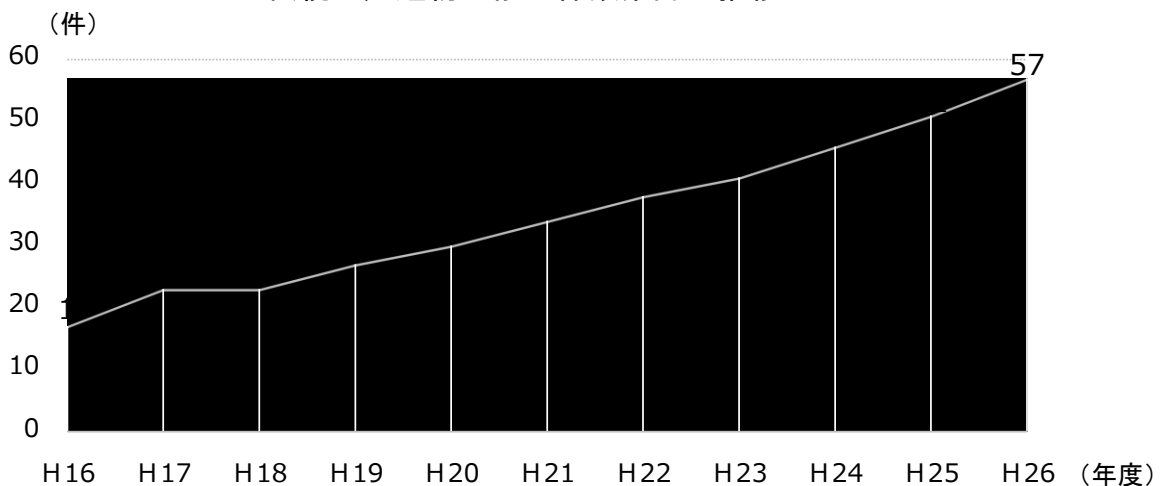
3 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実（都市景観課）

- ①伝統的建造物の保存修理など必要な事業を実施し、あわせて保存技術の継承や後継者の育成に努めます。
- ②伝統的建造物の耐震化や自主防災体制の整備を検討します。

4 河越館跡の整備・活用（文化財保護課）

- ①国指定史跡の河越館跡の整備を図るとともに、川越の地名発祥の地であることを広く周知し、市民等と協働し活用を図ります。

伝統的建造物の修理件数累計の推移



出典：川越市資料

※川越市川越伝統的建造物群保存地区

平成11年4月に、札の辻から仲町交差点までの幸町の全部及び元町1丁目、元町2丁目、仲町の各一部約7.8haを都市計画決定。

※川越氷川祭の山車行事

川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の様式を取り入れながら、およそ360年にわたり受け継がれてきたもの。平成17年に国指定重要無形文化財に指定される。

施
策

No.22

多文化共生と国際交流・協力の推進

策

目的

誰もが異なる文化を理解し、相互に尊重し助け合いながら共に生活すること。

施策を取り巻く状況

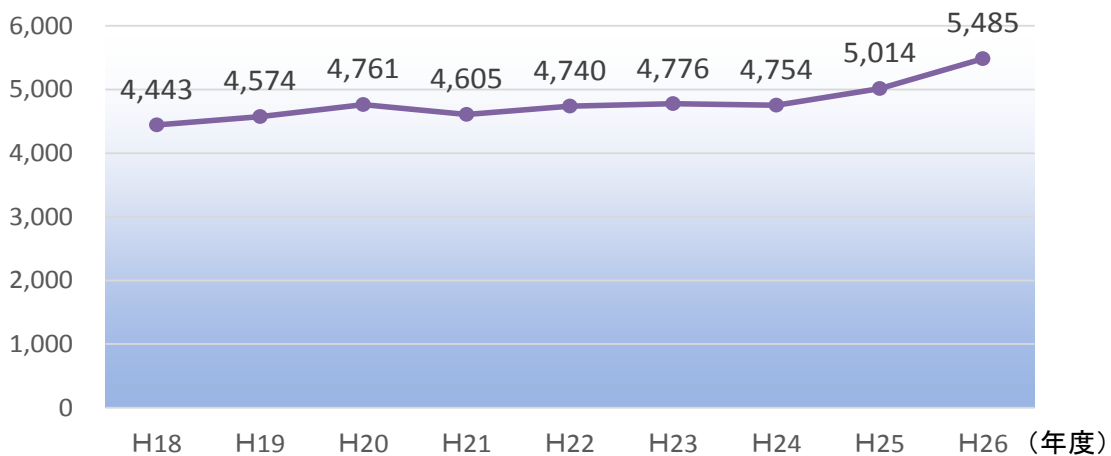
■現 状

- あらゆる面でグローバル化が進展しており、地域社会の中では、さまざまな文化が混在し、人々の価値観が多様化しています。
- 本市に暮らす外国籍市民は、平成 26（2014）年度末時点で約 5,500 人、出身国は約 80 か国で、人口の約 1.6%を占めています。また、市内 4 大学には約 1,100 人の留学生が学んでいます。
- 国際交流センターでは、ボランティアによる日本語教室、外国籍市民相談、多言語による情報提供などを通じて外国籍市民の生活支援をしています。
- 市内の大学と連携した講座の開催などを通じて国際化を担う人材を育成する機会を提供しています。

■課 題

- 多文化共生や異文化理解を更に進め、市民をはじめとするさまざまな主体と連携し、国際化を推進していく必要があります。
- 外国籍市民を支援するボランティアの更なる育成・充実が必要です。
- 外国籍市民との相互理解が深まるような取組が必要です。

(人) 本市における外国籍の住民登録者数の推移



出典：川越市人口統計資料

※多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

単位施策

1 外国籍市民への支援の充実（国際文化交流課）

- ①外国籍市民のための日本語教室と市民相談を一層充実させます。
- ②多言語による情報提供の充実を図ります。
- ③市内大学の留学生を支援するとともに、卒業後に市内での就労を希望する留学生が、市内企業に就職できるような取組を検討します。

2 国際感覚に優れた市民の育成（国際文化交流課）

- ①東京オリンピックのゴルフ競技の本市での開催をきっかけに、市内大学等と連携を図り各種講座や研修会などを通じて、国際感覚に優れた市民の育成に努めます。
- ②日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの活動を支援し、その活動を通じて、異文化理解や相互に助け合うボランティア意識の向上に努めます。
- ③国際交流に関係する市民団体への支援を充実し、連携して国際化の促進に努めます。

3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり（国際文化交流課）

- ①多文化共生・国際交流推進拠点として国際交流センターを活用し、外国籍市民との相互理解が深まるような事業の支援に努めます。
- ②外国籍市民会議を開催し、外国籍市民の意識や要望を把握するとともに、国際化施策への反映を図ります。
- ③外国籍市民国際人材ネットの充実を図り、外国籍市民の活用や地域社会への参画を促進します。

4 姉妹・友好都市交流の充実（国際文化交流課）

- ①川越市姉妹都市交流委員会への支援に努め、さまざまな分野で市民中心の姉妹・友好都市交流の充実を図ります。
- ②姉妹・友好都市という関係だけでなく、新たな交流を検討します。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
ボランティア活動者数（人）	2,666	2,750	2,900
日本語教室参加者数（人）	3,373	3,500	3,700

施

No.23

生涯スポーツの推進

策

目的

生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を実現すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- いつでも、どこでも、だれでも、を特徴とする、地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブが、平成26（2014）年度末時点において3箇所で開催されています。
- 幼・少年期、青年期、成人期、高齢期等の各ライフステージによって、スポーツへの関わり方は異なっています。
- 平成26（2014）年度に日本陸連公認大会となった小江戸川越ハーフマラソンは、多くのボランティアスタッフの協力により成り立っています。また、これまでスポーツに関連のなかった産・学との連携を図り、更なる活性化に繋がる施策を検討しています。
- スポーツ活動の場が求められています。また、スポーツ施設の老朽化が進んでいます。
- スポーツの振興を図るため、川越市文化芸術スポーツ振興基金を設置し、基金を活用してジュニアアスリート育成事業を実施しています。

■課 題

- ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、適切な指導ができる指導者の育成が必要です。
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、これまでと違った角度からの事業展開を検討するためにも、学校・地域・企業との連携が必要です。

※総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰もが参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。

単位施策

1 総合型地域スポーツクラブの設置・育成（スポーツ振興課）

①地域の誰もが、日常的にスポーツに親しむことができるように、総合型地域スポーツクラブの設置及び育成を推進します。

2 スポーツ大会・教室等の充実（スポーツ振興課）

①スポーツ・レクリエーション大会の充実を図るとともに、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、関係する事業との連携を図りながら、市民の自主的な健康の保持、増進、体力の維持・向上等の活動に協力し、スポーツによる健康づくりを推進します。

②ライフステージに応じた各種スポーツ教室を展開します。

③スポーツ団体、スポーツ大会等に関する情報の一元化を図り、市民への情報提供に努めます。

④ジュニアアスリートに対し、トップアスリートや指導者などの指導を受ける機会の提供を図ります。

3 スポーツ指導者等の養成・活用（スポーツ振興課）

①市民ニーズに合わせて適切な指導ができるよう、大学等の専門機関と連携しスポーツ・レクリエーション指導者等の養成に努め、その活用を図ります。

②各スポーツ団体の育成及び支援を継続的に推進します。

4 スポーツ施設等の整備・充実（スポーツ振興課）

①既存のスポーツ施設を市民がより安全かつ安心して使えるよう、整備及び改善を図ります。

②スポーツ活動の場の充実のため、新しい体育館の建設を進めます。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
成人の週1回以上のスポーツ実施率(%)	53.8	60	65
総合型地域スポーツクラブの設置数(件)	3	5	6